

指定管理者制度運用ガイドライン改訂（令和5年4月） 新旧対照表

（1）個人情報保護条例⇒個人情報保護法への一元化等による表記の修正

改訂前（ガイドラインP19）	改訂後（ガイドラインP19）
<p>（3）個人情報保護及び情報公開の取扱い</p> <p>ア 個人情報保護</p> <p>指定管理者は、<u>津山市個人情報保護条例</u>の趣旨に従い、公の施設の管理を通じて取得した氏名、住所、生年月日その他個人に関する情報に関して、主に次のことに留意し、<u>適正な取扱いの確保に努める。</u></p> <p>③ 適正な管理</p> <p>個人情報には正確に保ち、漏えい、改ざん、滅失等のないように管理すること。また、不要になった個人情報は確実に、かつ、速やかに廃棄又は消去すること。</p>	<p>（3）個人情報保護及び情報公開の取扱い</p> <p>ア 個人情報保護</p> <p>指定管理者は、<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>の趣旨に従い、公の施設の管理を通じて取得した氏名、住所、生年月日その他個人に関する情報に関して、主に次のことに留意し、<u>適正に取り扱わなければならない。</u></p> <p>③ 適正な管理</p> <p>個人情報は正確に保ち、漏えい、改ざん、滅失等のないように管理すること。また、不要になった個人情報は確実に、かつ、速やかに<u>市の指示に基づいて</u>廃棄又は消去すること。</p>

（2）再度の議決の必要な場合の例示（一例として法人格の変更を追加）

改訂前（ガイドラインP17）	改訂後（ガイドラインP17）
<p>10 指定管理者の指定</p> <p>（2）指定管理者の指定の議案</p> <p>（「法人格の変更」についての説明追加）</p>	<p>10 指定管理者の指定</p> <p>（2）指定管理者の指定の議案</p> <p><u>なお、通常の指定議案のほか、指定管理期間中に再度の議決が必要となる場合としては、次のような事案が考えられる。</u></p> <p>① <u>法人格の変更</u></p> <p><u>指定管理期間中、団体の法人格に変更があった場合は、団体の性格や財産、構成する人員などを考慮し、当該団体に実質的な変更があると認められる場合は、再度指定手続きを行うことが必要となる。また、グループの場合も、構成員に同様の変更があれば、再度の指定手続きが必要となる。ただし、代表者や名称の変更など、実質的な変更が伴わない場合は、その限りでない。</u></p>

(3) 指定管理者側からの申出による指定取り消しの例示を追加

改訂前（ガイドラインP18）	改訂後（ガイドラインP18）
<p>第4 指定管理者の指定後について</p> <p>1 指定管理者による管理の実施</p> <p>(2) 業務の停止及び指定の取消し</p> <p>⑥ その他施設の管理業務を継続しがたい事由があると認められた場合</p>	<p>第4 指定管理者の指定後について</p> <p>1 指定管理者による管理の実施</p> <p>(2) 業務の停止及び指定の取消し</p> <p>⑥ <u>指定管理者から、自らの責めに帰すべき事由により、指定の取消しまたは期間を定めて管理業務の全部もしくは一部の停止を求める書面による申し出があったとき。</u></p> <p>⑦ その他施設の管理業務を継続しがたい事由があると認められた場合</p>

そのほか、用語の整理や時点修正に伴うものを改めています。

例) 募集要項 → 応募要項

総合企画部行財政改革推進室 → 総務部行財政改革推進室